

## 狩猟免許申請チェックリスト

- 本紙について、狩猟免許申請書を提出（郵送）する前に必ず御確認ください。
- 狩猟免許申請書や添付書類に不備がある場合、受付できません。  
特に郵送で申請された場合、狩猟免許申請書等に不備があると、補正のため開庁時間内に御来所いただくことになる可能性がありますので、よく御確認ください。

### 1 受験対象者であることの確認

両方とも満たさない場合は、本試験を受験することはできません。

<input type="checkbox"/> 住民票上の住所が「愛知県内」であるか。
<input type="checkbox"/> 受験予定の狩猟免許の種類に応じた以下の年齢要件を満たしているか。 「網猟、わな猟」：18歳以上、「第一種銃猟、第二種銃猟」：20歳以上 ※試験日当日時点の年齢で判断します。

### 2 申請書・添付書類の確認

#### (1) 狩猟免許申請書

<input type="checkbox"/> 記載事項に漏れがないか。→記載例を御参照ください。
<input type="checkbox"/> 両面印刷となっているまたはホッチキス等で綴じているか

#### (2) 「獣銃・空気銃所持許可証の写し」1部又は「医師の診断書」1部

受験される狩猟免許の種類に関わらず、獣銃・空気銃所持許可証を所持されている場合はその写しを、それ以外の方は医師の診断書の添付が必要です。

<b>【「獣銃・空気銃所持許可証の写し」を添付する場合】</b>	
<input type="checkbox"/>	「11桁の許可証番号」や「被許可者の住所、氏名」等の記載があるページの見開きの写しか。
<b>【「医師の診断書」を添付する場合】</b>	
<input type="checkbox"/>	申請前6か月以内に作成されたものか。
<input type="checkbox"/>	診断内容について、愛知県自然環境課が示している様式と同じか。 ※医療機関の指定はありません。精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く。）の診断でも構いません。 ※銃砲刀剣類所持等取締法による獣銃・空気銃の所持許可申請時に必要な医師の診断書は、狩猟免許試験を受験するために必要な診断書と診断項目が一部異なるため、使用できません。

※網猟またはわな猟の受験を予定されている方でも、獣銃または空気銃をお持ちの方は、「医師の診断書」ではなく、「獣銃・空気銃所持許可証の写し」の添付が必要です。

#### (3) 写真1枚（タテ 3.0 cm、ヨコ 2.4 cm）

<input type="checkbox"/> 申請前6か月以内に撮影されたものか
<input type="checkbox"/> 写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記載しているか。

#### (4) 受験票返信用封筒\*

<input type="checkbox"/> 封筒の大きさは長形3号か。
<input type="checkbox"/> 郵便番号、住所、氏名が明記されているか。
<input type="checkbox"/> 郵便可能な金額の郵便切手（110円分）が貼りつけられているか。

\* 本封筒は、発行した受験票を送付させていただく際に使用するものです。狩猟免許試験申請書を郵送で提出される場合に使用する封筒とは別に必要です。

## (5) 狩猟免許申請手数料

<input type="checkbox"/>	愛知県収入証紙の額が必要額と同額か。			
	受験する狩猟免許の種類	1種類	2種類	3種類
	試験一部免除者（申請時点で別の種類の狩猟免許を所持している場合）	3,900円	7,800円	11,700円
	その他の者（狩猟免許を初めて取得される場合または以前狩猟免許を所持していたが、有効期間が切れてしまった場合）	5,200円	10,400円	15,600円
<input type="checkbox"/>	愛知県収入証紙を貼り付けているか。			
<input type="checkbox"/>	収入印紙を誤って貼り付けていないか。 ※収入印紙が貼り付けられている場合、申請書を受理できません。			

## 3 申請前（郵送前）の確認

<input type="checkbox"/>	申請書の受付期間内か。 ※申請書を郵送で提出する場合、消印が申請書の受付期間末日以前となるよう発送してください。	
<input type="checkbox"/>	申請書提出先に誤りがないか。 ※お住いの住所により申請書提出先が異なります。	
	お住いの住所（住民票上の住所）	申請書提出先
	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 愛知県自然環境課
	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 東三河総局県民環境部環境保全課
	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 新城設楽振興事務所環境保全課
	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、曹山町、大口町、扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 尾張県民事務所環境保全課
	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 海部県民事務所環境保全課
	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町 1-36 知多県民事務所環境保全課
	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 西三河県民事務所環境保全課
	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 西三河県民事務所豊田加茂環境保全課
<input type="checkbox"/>	申請書・添付書類に漏れがないか。 □狩猟免許申請書 · □「獵銃・空気銃所持許可証の写し」1部又は「医師の診断書」1部 □写真1枚 · □受験票返信用封筒 · □狩猟免許申請手数料	
<input type="checkbox"/>	（提出書類を郵送で提出する場合） □提出書類を郵送する封筒の表面に「狩猟免許申請書類在中」と記載しているか。 □貼付している郵便切手に不足はないか。	